

公益財団法人沖縄県文化振興会の役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県文化振興会（以下「本会」という。）定款第15条第4項及び第32条第4項の規定に基づき、本会の役員及び評議員の報酬等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 常勤役員については、報酬及び期末手当（以下「報酬等」という。）を支給することができる。

2 非常勤の役員が、理事会への出席その他本会の役員として職務を執行した場合には、報酬を支給する。

3 非常勤の評議員が、評議員会又は理事会に出席した場合には、報酬を支給する。

(報酬等の額)

第3条 常勤役員の報酬等の額は、別表に定める報酬等の基準の範囲内で、理事会の議決を経て、理事長が定める。

2 非常勤の役員及び評議員（以下「非常勤の役員等」という。）の報酬の額は、月額8,200円とする。ただし、沖縄県職員には支給しない。

3 沖縄県からの派遣職員である者を常勤役員に充てる場合は、第1項の規定にかかわらず、当該者が沖縄県に勤務する場合に支給されることとなる給与の額から、沖縄県が当該者に直接支給することとなる給与の額を差し引いた額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員の報酬等の支給日、支払方法等については、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定の適用を受ける沖縄県職員の例による。

(旅費)

第5条 常勤役員が業務のために旅行したときは、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号。以下「旅費条例」という。）の規定の適用を受ける沖縄県職員の例により旅費を支給する。

(費用弁償の額)

第6条 非常勤の役員等が職務のために旅行したときは、旅費条例の規定の適用を受ける沖縄県職員の旅費に相当する額の費用弁償を支給する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月27日から施行する。

別表（第3条関係）

| 報酬(月額) | 期末手当（賞 与） | | | |
|--------|-----------|----------|------|----------|
| | 加算割合 | 支給割合(年間) | | |
| 39万円以内 | 100分の20以内 | 1.45月以内 | 6月期 | 0.725月以内 |
| | | | 12月期 | 0.725月以内 |